個人型年金規約の一部を変更する規約

平成29年10月31日　　国民年金基金連合会　理事長　永原　義之

個人型年金規約の一部を次のように変更する。

第30条第４項第２号中「毎月」を「第71条第１項に規定する個人型掛金拠出単位期間（同項ただし書の規定により個人型年金加入者掛金を拠出する場合にあっては、同項に規定する拠出区分期間。以下「拠出期間」という。）」に改める。

第34条第１項第７号、第54条第１項第２号及び第59条第１項第１号ニ中「毎月」を「拠出期間」に改める。

第63条第１項第４号中「各月」を「拠出期間」に改める。

第70条中「加入者期間の計算の基礎となる各月につき、」を「次条で定めるところにより、年１回以上、定期的に」に改める。

第71条中「国民年金法の保険料の納付が行われた月（同法第89条第１項（第１号又は第３号に係る部分に限る。）又は第94条の６の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされた月を含む。）についてのみ行う」を「個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間（国民年金法の保険料の納付が行われた月（同法第89条第１項（第１号又は第３号に係る部分に限る。）又は第94条の６の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされた月を含む。第75条において「国民年金保険料納付月」という。）に限る。）につき、12月から翌年11月までの12月間（個人型年金加入者がこの間に、その資格を取得した場合にあってはその資格を取得した月から起算し、その資格を喪失した場合にあってはその資格を喪失した月の前月までの期間。以下「個人型掛金拠出単位期間」という。）を単位として拠出するものとする。ただし、個人型掛金拠出単位期間を区分して、当該区分した期間（以下「拠出区分期間」という。）ごとに拠出する」に改め、同条に次の１項を加える。

２　前項に規定する拠出区分期間は、個人型年金加入者が月単位で任意に個人型掛金拠出単位期間を区分した期間とする。

第73条第１項中「掛金」を「拠出期間の掛金」に、「第75条」を「第75条及び第75条の２」に改め、同条第２項中「掛金額」を「拠出期間の掛金額」に、「5,000円以上」を「5,000円に当該拠出に係る拠出期間の月数を乗じた額以上とし、」に改める。

第74条第１項中「掛金の額」の下に「及び拠出区分期間」を加え、「毎年４月から翌年３月までの間において」を「個人型掛金拠出単位期間につきそれぞれ」に改め、同条第２項中「掛金の額を変更」を「掛金の額又は拠出区分期間を変更」に改め、同項第２号中「毎月」を「拠出期間」に改め、「掛金の額」の下に「及び拠出区分期間」を加え、同条第３項中「被保険者資格の種別の変更」を「次条各号に掲げる個人型年金加入者の区分の変更」に改め、「掛金額」の下に「又は拠出区分期間」を加える。

第75条第１項中「その月」を「個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間の各月」に、「応じ、」を「応じて」に改め、「定める額」の下に「を合計した額」を加え、同項第１号中「その月については、」を削り、「（その額が６万８千円を上回るときは、６万８千円）を控除した額）」の下に「（国民年金保険料納付月以外の月にあっては、零円）」を加える。

第75条の次に次の１条を加える。

第75条の２　第71条第１項ただし書の規定により個人型年金加入者掛金を拠出する場合（12月から翌年11月までの12月間に個人型年金加入者の資格を喪失した後、再び個人型年金加入者の資格を取得した者に係る個人型年金加入者掛金を拠出する場合を含む。）における個人型年金加入者掛金の額は、個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間につき、12月からその拠出することとなった日の属する月の前月までの各月の末日における前条各号に掲げる個人型年金加入者の区分に応じて当該各号に定める額を合計した額から、その拠出に係る拠出区分期間より前の拠出区分期間に係る個人型年金加入者掛金の額の総額を控除した額を超えてはならない。

第76条第１項中「毎月の」を「拠出期間ごとに拠出する」に改め、「口座振替を」の下に「拠出期間の最後の月の」を加える。

第79条第１項中「毎月の」を「拠出期間ごとに拠出する」に改め、「翌月26日」を「拠出期間の最後の月の翌月26日」に改める。

第82条第１項第１号中「国民年金の保険料」を「拠出期間に係る各月が国民年金の保険料」に、「月の分として」を「月のみである場合に」に、「月については、」を「月を含む場合については、」に改める。

第87条の２に次の１項を加える。

４　連合会は、第１項の規定により納付することが困難な掛金を指定したとき又は第２項の規定により納付することができる期日を定めたときは、遅滞なく、官報に掲載することにより、公告を行うものとする。

第87条の３に次の１項を加える。

４　連合会は、第１項の規定により納付することが困難な掛金を指定したとき又は第２項の規定により納付することができる期日を定めたときは、遅滞なく、官報に掲載することにより、公告を行うものとする。

第133条第３項第１号及び第２号中「各月」を「拠出期間」に改める。

第142条第１項第２号中「１月当たり」を「収納１回当たり」に改める。

第143条第１項第２号中「毎月」を「拠出期間ごとに」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この規約は、平成30年１月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　この規約の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において確定拠出年金法第２条第10項に規定する個人型年金加入者である者に係る同法第55条第２項第４号に規定する個人型年金加入者掛金の額の施行日における変更（当該個人型年金加入者掛金の拠出の方法の変更を伴う場合に限る。）及び第71条第１項に規定する拠出区分期間の施行日における変更については、第74条第１項の規定は、適用しない。